

災害等情報（詳報）

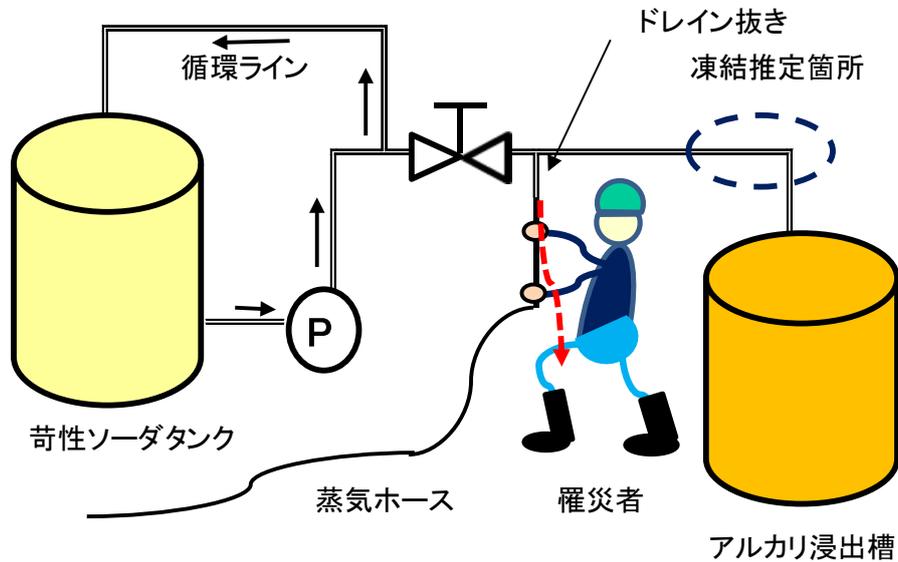
鉱種：鉛、亜鉛、石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類： 坑外・劇物のため	発生日時： 平成29年11月19日（日） 14時40分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 47歳、製錬場作業員、直轄、勤続年数：9ヶ月、担当職経験年数：3ヶ月						
罹災程度：両前腕 右大腿～膝化学熱傷 休業日数23日						
<p><b>【概要】</b></p> <p>9時30分頃、作業員A（罹災者）は共同作業員Bとともに苛性ソーダタンクからアルカリ浸出槽へ苛性ソーダ（水酸化ナトリウム（NaOH）48%溶液）を送ろうとしたが送液できなかったため、作業員Cに連絡した。</p> <p>10時00分頃、作業員Cが到着し点検したところ、配管を温めるための蒸気を送るバルブが閉じていることに気づき、バルブを開けた。作業員Cは蒸気によって凍結が解消するのを待つように2人に指示し12時00分頃に帰宅したが、作業員Aと共同作業員Bは、配管の凍結を早急に解消するため、ドレン抜きから配管内に蒸気を送り解凍することにした。</p> <p>作業員Aがドレン抜きに蒸気ホース先端を押し当て両手で保持し、離れた場所で合図を受けた共同作業員Bが蒸気を送ったところ、蒸気ホースを押し当てた箇所から苛性ソーダが噴き出し、作業員Aは両腕と右膝に被液した。</p> <p>作業員Aは直ぐに両腕を流水で洗った。その数分後、右大腿～膝が痛みだしたため右足を水洗いした後、作業着を着替えたが、患部を十分に洗浄することはしなかった。</p> <p>作業員Aは16時30分頃に帰宅したが、その後、痛みがひどくなり、19時00分頃に病院で応急手当を受けた。また、翌日に手術が必要と診断されたため、転院して皮膚移植手術を受けた。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 劇物等に被液した際の洗浄設備及び応急処置に関する教育が不十分だった。</li> <li>2. 配管が凍結した際の手順及び劇物等に被液する恐れのある作業における保護具の着用基準が定められていなかった。</li> <li>3. 上司の指示が徹底されなかったため、作業員が指示以外の危険な作業をした。</li> <li>4. 作業員の危険予知が不足し適切なリスクアセスメントが行われなかった。</li> </ol>						
<p><b>【対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 劇物等に被液した際に身体を洗浄する緊急用シャワー設備を設置した。</li> <li>2. 劇物等に被液した際の応急処置に関して再教育するとともに、作業標準書及び保護具着用基準を改定し教育した。</li> <li>3. 監督者の指示を遵守させ作業員が危険な作業を行わないよう徹底した。</li> <li>4. 非定常作業時において適切にリスクアセスメントを行うよう徹底した。</li> </ol>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○危険な作業に従事する鉱山労働者に対する教育を適切に実施しましょう。</p> <p>○作業方法及び手順を定め鉱山労働者に教育しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>&lt;鉱山保安法令&gt;</p>						

・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)

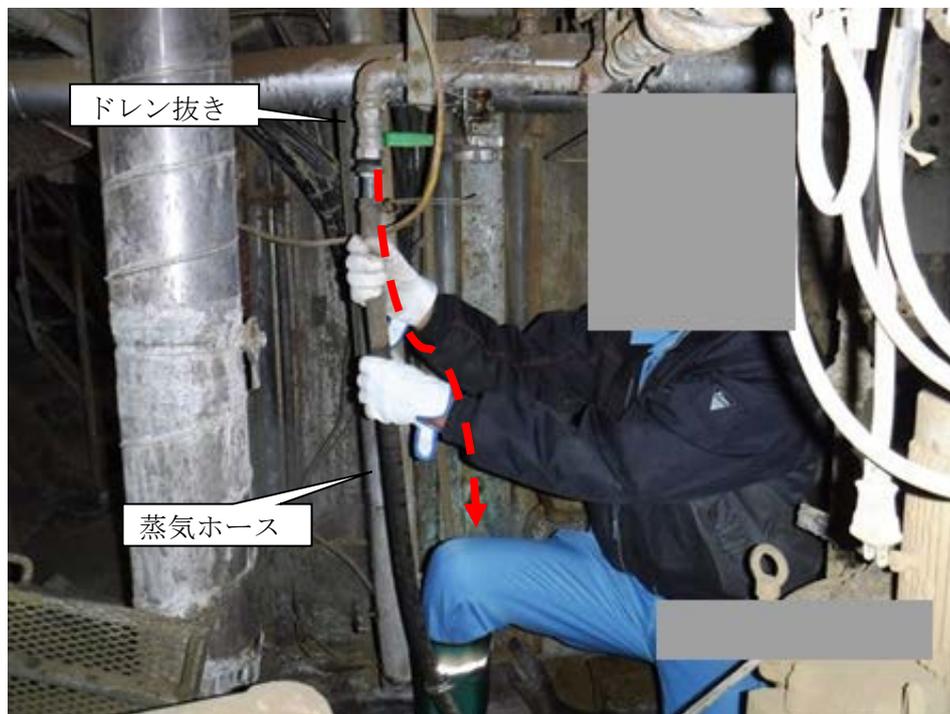
【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課 松岡、竹村

電話番号 052-951-2561



災害現場の略図



罹災状況の再現